



質問

理事長より規約原本を紛失したため、新たに作成したいとの相談を受けました。
どのように作成すればよいですか。

(相談概要)

マンション管理業者の変更により当社が管理を受託することになった管理組合の理事長より規約原本(管理に関する承認書を添付したもの)を紛失したため、新たに作成したいとの相談を受けました。
この場合、どのように作成すればよいですか。



回答

規約変更により規約原本の定義を新たに設ける、もしくは変えることによって、変更後の定められた要件に従って新たな規約原本を作成することが可能になります。

【参考事例】

管理組合関係 → 管理規約・細則に関する事項 → 管理規約・細則の制定および変更

規約原本が存在しない場合、どのような手続きで原本を作成したらよいですか。(Q0106)

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。